

高等教育における障害のある学生に対する合理的配慮のコーディネートに関する考察

山本 幹雄¹⁾, 坂本 晶子¹⁾, 佐野(藤田)真理子^{1) 2)}
吉原 正治³⁾

Study of procedures to provide reasonable accommodation for students with disabilities
in higher education.

Mikio YAMAMOTO¹⁾, Akiko Sakamoto¹⁾, Mariko SANO (FUJITA)^{1) 2)}
Masaharu YOSHIHARA³⁾

Key words: students with disability, reasonable accommodation, higher education

1. はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」（以下、障害者差別解消法）の施行により、平成28年4月1日より、障害を理由とした差別的取り扱いの禁止とともに、国公立大学等に対しては障害者に対する合理的配慮が義務付けられ、私立大学等に対しては努力義務が課せられた。

対象となる障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者（難病に起因する障害を含む。）であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であるが、政府は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基

本方針」（以下、基本方針¹⁾）の中で、「法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。」としており、明確な線引きは無い。このことは、個別の事案において、大学が「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」であることを判断する必要があることを意味する。

また、現時点では配慮の合理性に関しても明確な基準は無いため、現状では、内閣府が提供している「合理的配慮等具体例データ集²⁾」にあるような配慮の事例を参考にしつつ「個別の事案における双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応¹⁾」することが個別の大学に求められている。

このため、今後、高等教育機関が障害のある学生（以下、障害学生）の支援ニーズに対応してい

1) 広島大学アクセシビリティセンター
2) 広島大学総合科学研究科
3) 広島大学保健管理センター

1) Accessibility Center, Hiroshima University
2) Graduate School of Integrated Arts and Science, Hiroshima University
3) Health Service Center, Hiroshima University

くためには、合理的配慮を適切に手配するコーディネート機能がより重要になっていくものと考えられる。

本稿では、広島大学における障害学生支援制度について支援申請・合意形成・授業配慮の内容を中心に事例整理を行い、高等教育における合理的配慮のコーディネートに関する考察を行う。

Ⅱ. 高等教育機関における支援ニーズの動向

ここでは日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」(以下、実態調査)^{3) 4)}を基に、高等教育機関における支援ニーズの動向を整理する。

最新(平成27年度)の実態調査によれば大学等(大学、短大および高专)に在籍する障害学生の在籍数は、全学生数の0.68%(21721人)であり、支援障害学生(学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行なっている障害学生)の在籍数は0.36%(11507人)である。障害種別の在籍比率は病弱・虚弱0.2%、精神障害0.18%、発達障害0.11%、肢体不自由0.08%、難聴0.03%、弱視0.02%、聾0.02%、盲0.005%である。

広島大学の学生数1万5千人にこれを当てはめると、病弱・虚弱が30人程度、精神障害28人程度、発達障害16人程度、肢体不自由12人程度、難聴5人程度、弱視3人程度、聾3人程度、盲は0.7人

程度(10年間で3年間は在籍が無い程度)の在籍数になる。広島大学の規模であれば、病弱・虚弱・精神障害・発達障害・肢体不自由のある学生は恒常的に安定した規模での在籍が見込まれるが、難聴・聾・弱視は年度による変動が大きな可能性があり、盲の学生は恒常的な在籍ではない可能性が高い数値である。

表1に平成24・25・26・27年度の実態調査⁴⁾を基に著者が作成した学生1万人あたりの障害種別の支援障害学生在籍数の推移を示す。表1では支援ニーズの動向を見るために、情報支援に係わる支援者が必要になるものと考えられる「盲・聾」、「盲・聾」に準じた人的支援ニーズが考えられる「弱視・難聴・言語」をまとめて集計した。

「盲・聾」の支援障害学生数は4年間でほとんど増減が無く、全国的な支援ニーズとしては安定しているものと考えられる。弱視・難聴・言語、肢体不自由は4年間で単調微増傾向である。発達障害は平成24年から26年にかけては単調増加傾向にあったが、平成27年度は増加率が高くなっている。病弱・虚弱は微増・微減の揺らぎを含む安定傾向を示していたが、平成27年度に急増している。精神障害は平成24年から26年にかけては単調増加傾向にあったが、平成27年度は急増している。病弱・虚弱、精神障害の平成27年度の急増の要因としては、平成27年度の調査から定義がより具体的になったことの影響があるものと考えられ、また発達障害、病弱・虚弱、精神障害の平成

表1. 全国の高等教育機関における学生10000人あたりの障害種別支援障害学生在籍数(人)の推移

障害種別	H24	H25	H26	H27	増減
盲・聾	2.08	2.11	2.11	2.10	1.0%
弱視・難聴・言語	2.74	2.88	3.01	3.20	17.0%
肢体不自由	3.92	3.99	4.14	4.64	18.2%
病弱・虚弱	3.29	3.10	3.26	5.42	64.9%
発達	4.03	4.97	5.82	8.05	99.5%
精神	3.43	4.12	4.30	11.25	228.1%
重複・その他	0.68	0.76	0.83	1.47	114.6%

27年度の増加要因としては、これらの障害に起因する配慮・支援ニーズが、障害者差別解消法の施行に向けて、障害学生支援の文脈につながりやすくなったことの影響があるものと考えられる。

図1に平成24・25・26・27年度の実態調査を基に著者が作成した支援障害学生の障害種（従来型支援ニーズと潜在型支援ニーズ）比率の4年間の推移を示す。本稿では便宜的に盲・聾・弱視・難聴・肢体不自由に関する支援ニーズを「従来型支援ニーズ」、 「発達・精神・病弱・虚弱・その他」の障害に関する支援ニーズを「潜在型支援ニーズ」と呼ぶことにする。⁵⁾

筆記通訳や点訳などや移動介助などの人的支援が必要となる従来型支援ニーズがある盲・聾・弱視・難聴・肢体不自由等の支援障害学生に対して、医師や心理カウンセラーによる専門的な対応やコミュニケーション配慮や受講上の調整等の関

係者の配慮・調整が中核支援となる潜在型支援ニーズがある発達・精神・病弱・虚弱の支援障害学生の比率が急増していることが分かる。広島大学においても支援障害学生の障害種比率は最近4年間で大きく変化している。平成24年度は、支援障害学生における従来型支援ニーズが8割程度を占めていたのに対して、平成27年度は、従来型支援ニーズが5割を割り、平成28年度には、潜在型支援ニーズが7割を占めるようになっている。

Ⅲ. 広島大学における障害学生支援制度

ここでは、現行の広島大学における障害学生支援制度について整理する。

規則と相談窓口

広島大学では、「国立大学法人広島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を定め、相談窓口として、東広島地

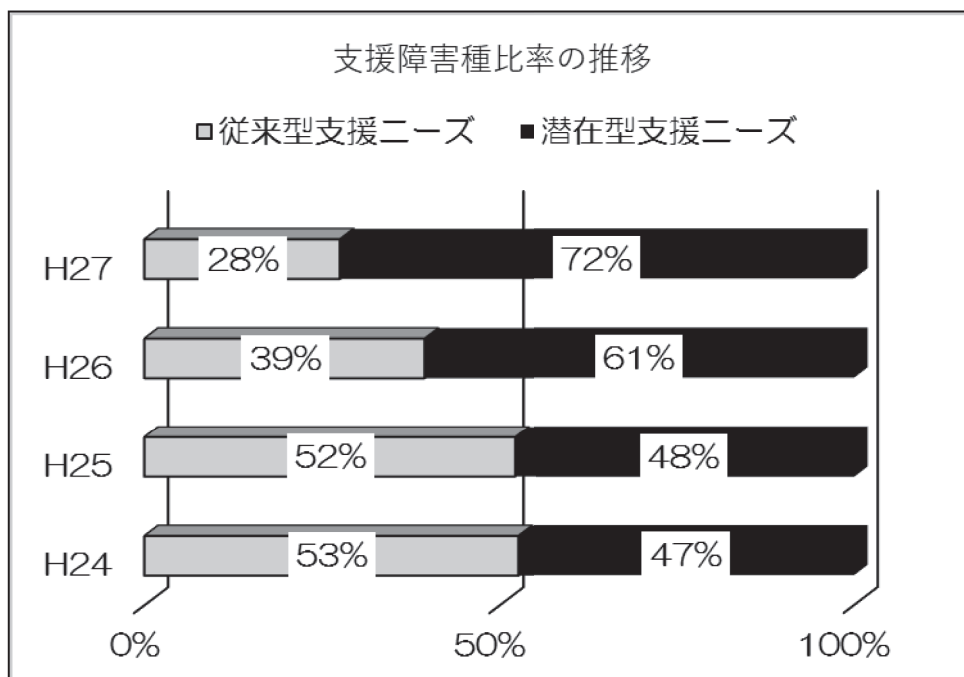


図1. 全国の高等教育機関における支援障害種比率の推移

区・霞地区・病院の各運営支援部の窓口及び総務担当部署に加えて、アクセシビリティセンター、保健管理センター、ハラスメント相談室を挙げている。責任の所在は広島大学が行う各事務・事業の責任部局にあるという考え方にに基づき、通常各事務・事業の窓口となる運営支援部及び総務担当部署と、障害・医療・ハラスメントに関する専門部署がこれを支援・補完する部署として相談窓口になっている。

障害学生支援に特化した規則としては、「広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則」（以下、支援に関する規則）を定めている。他にも「身体等に障害のある者の入学者選抜及び就学等に関する相談の指針」（以下、相談の指針）を学長決済で定めている。

障害学生の定義と支援体制

「支援に関する規則」における障害学生の定義は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたもの」である。

支援体制については、「支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科が主たる責任を持つものとする。」「支援を円滑かつ適切に行うため、教育室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。」と定

めている。教育室アクセシビリティセンター会議は、各研究科の支援委員（教員）及び専門委員若干名で構成される全学会議であり、障害学生修学支援の全学的な方針に関する意思決定組織として位置づけられている。

広島大学の支援制度における合意形成の仕組み

「支援に関する規則」で支援申請及び責任の所在について定めており、修学上の支援を希望する学生は、合格後に所属学部等に支援申請書を提出することができる。支援申請書は作成段階でアクセシビリティセンターの説明と内容確認が行われる。支援申請書は本人が所属学部等に提出し受理される。アクセシビリティセンターでの説明と内容確認を経ることで、支援申請書は本人との第一段階での合意書の役割を果たしている。

また本人と所属学部等との正式な合意形成の場としては「相談の指針」に定める「合格後相談」があるが、入学直後の配慮・支援ニーズに対して開催が間に合わない場合が多く、合格後相談を待たずに配慮・支援を暫定的に開始するケースも増えている。

授業中の配慮や支援者の手配等の合理的配慮の具体については、当該支援委員から送付される「配慮願い」により関係教職員に通知される。「配慮願い」の文書は「支援申請書」と同様にアクセシビリティセンターでの説明と内容確認を経て本人が作成し、支援委員に「配慮願い送付願い」として関係教職員への配慮願いの通知を依頼する。文書作成段階で配慮内容に関する本人とアクセシビ

表2. 広島大学における支援・配慮の申請と合意形成

配慮内容	申請（本人）	合意形成	合意書
入試の特別措置	入試前申請 (本人→志望学部等)	試験前相談 (志望学部等が開催)	回答（志望学部等→本人）
修学支援の申請	◎合格後申請 (本人→所属学部等)	合格後相談 (所属学部等が開催)	合格後相談報告書 (所属学部等→関係学部等)
修学支援の内容	◎配慮願い送付願い (本人→支援委員)	配慮願いの送付＋ 関係者協議	配慮願い (支援委員→関係教職員)

◎はアクセシビリティセンターの内容確認を必須としているもの

リティセンターの間で配慮内容の合理性について合意形成が図られており、当該支援委員から「配慮願い」を関係教職員に通知することで、配慮内容の合理性についての当該部局との合意形成が図られるシステムになっているため、関係教職員に通知された「配慮願い」が合意書の役割を果たしている。

広島大学における配慮授業数と制度運用スケジュールの動向

図2は、広島大学における支援制度の一環として、配慮が行われている授業数（配慮授業数）の学期毎の推移を示している。

配慮授業数は、平成26年度から顕著な増加を見せており、平成28年度前期の配慮授業数は、平成25年度前期の2.2倍、平成28年度後期の配慮授業数は平成25年度後期の3.2倍に膨れ上がっている。また広島大学では、4学期制への平成27年度から一部移行、平成28年度から本格移行を行っており、支援制度の運用スケジュールもタイトになってきている。

4学期制の科目は1週に2コマ分の授業が進行

するため、支援・配慮の手配はより迅速に行う必要がある。このことに加えて配慮授業数は急増しており支援ニーズも多様化していることから、従来通り支援申請から合意形成までの過程を個別に丁寧な建設的対話に基づき進めることは難しくなりつつある。

配慮授業における配慮・調整・支援の内容

表3に平成28年度後期の配慮授業で実施された配慮・調整・支援の内容を示す。ここでは、授業担当教員が個別に配慮できる内容を「配慮」、授業担当教員又は関係教職員による調整を必要とする内容を「調整」、人的支援や支援機材の手配が必要な内容を「支援」とする。

IV. 合理的配慮のコーディネートに関する考察

政府の基本方針¹⁾では、「合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのもの

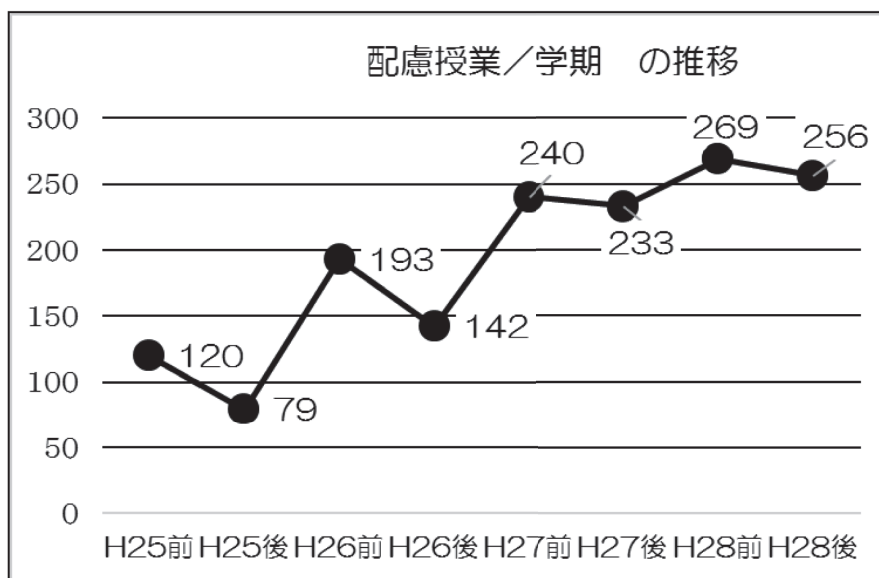


図2. 学期別の配慮授業数の推移

表3. 配慮授業における配慮・調整・支援の内容

	配慮内容	具体例
配慮	座席配慮	●車いす／体調不安／感覚過敏／聴覚／視覚
	体調配慮	●体調不良時の途中退席配慮 ●無理をしないよう配慮・助言
	情報保障 コミュニケーション配慮	●分かりやすく具体的な表現 ●重要事項（補講・試験・予定等）の文書伝達 ●急な指示・予定変更の文書伝達 ●早口にならないように留意する。 ●学生発言を復唱する。
	教材配慮	●配布資料の拡大 ●プレゼンテーション画面のハンドアウト配布 ●資料作成時のフォント・行間配慮
調整	座席指定	●車いす
	支援機器利用許可	●録音／パソコン／補聴システム
	体調配慮	●グループワークの構成配慮又は代替措置 ●口頭発表の免除と代替措置 ●授業中の服薬・水分補給の許可 ●体調不良時の遅刻・欠席の可能性に留意する。
支援	教材支援	●視聴覚教材の字幕付与又は字幕資料配布 ●視聴覚教材の音声を補聴システムに分岐する。 ●視聴覚教材の映像を個別ディスプレイに分岐する。
	情報保障 コミュニケーション支援	●補聴システム・補聴用マイクの使用 ●ノートテイク（代筆者）の配置 ●筆記通訳者（PC・遠隔）の配置
	移動・操作の補助・介助	●教室間移動のガイドヘルプ ●授業中の補助者の配置

のであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。」としている。

このことを高等教育機関における障害学生修学支援に置き換えると、

- 障害学生が必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であること。
- 実施に伴う負担が過重でないこと
- 高等教育機関の本来の業務に付随するものに限られること
- 障害学生が他の学生と同等の機会の提供をうけるためのものであること

●高等教育機関の事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと
と考えることができる。

高等教育において合理的配慮を実施するためには、次の5つのステップに関わるコーディネートが必要になる。

- ①障害学生が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示（支援の申請）
- ②障害・社会的障壁の所在確認（支援申請の受理）
- ③社会的障壁を除去するための手段・方法に関する合意形成（合理的配慮の合意）
- ④合理的配慮の実施準備（手配・調整）

⑤合理的配慮の実施

支援申請と支援申請の受理

支援申請段階で、本人の意思表示に加えて、「障害・社会的障壁の所在」を確認するために必要な情報が提供される必要があるが、用意された診断書の内容と本人が意思表示をした社会的障壁の内容にギャップがあるケースは少なからず生じる。

また、障害学生本人の意思表明が困難な場合や「障害・障壁の所在・程度」を把握できていない場合も考えられる。さらに本人を補佐する支援者と本人の意思にギャップがある場合もある。

広島大学においては、社会的障壁の除去を希望することの意思表示は、「窓口への相談」又は「支援申請」手続きで行うことができる。「窓口への相談」にとどまるか「支援申請」に至るかは、概ね希望する合理的配慮の内容や関係者の範囲で決まる。広島大学では、アクセシビリティセンターのような専門部署が支援申請書作成段階で内容確認を行うことで、「障害・社会的障壁の所在」の合理性の担保を行い、責任部局である所属学部等が申請受理を行うことで、本人と責任部局の合意形成が図られている。正式には合格後相談で「障害・社会的障壁の所在」の確認が行われるシステムになっているがⅢで述べたように合格後相談と合理的配慮の実施は前後する 경우가多く、障害特性や配慮内容によっては合格後相談を開催しない場合もあるため、支援申請段階でのコーディネート機能の重要性が増している。

従来の建設的対話を前提とした支援制度では、コーディネーター（支援委員、専門部署を含む）の調整能力が重要となるが、コーディネーターの調整能力に依存する支援制度は調整機能の脆弱性を含んでいるといえる。意思の表明から合理的配慮開始までのコーディネートに要する期間の短縮が求められている現状においては、「障害・社会的障壁の所在・程度」「合理的配慮の選択肢」は支援申請段階で概ね整理されるような制度設計が必要である。広島大学の支援制度に置き換えれば、合格後相談で確認する事項は、支援申請段階で可能な限り機械的に確認できるようにしておく必要がある。「障害・社会的障壁の所在・程度」を機

械的に確認するためのガイドラインの策定が急務であるものと考えられる。

広島大学では従来の支援申請・受理・合意形成の制度での合理化には限界があるため、支援申請のレベル分けの検討を行っている。表3に示したように「配慮」の内容は、「障害・社会的障壁の所在・程度」によらずアクセシビリティに資する内容が多い。このため「障害・社会的障壁の所在・程度」の確認や合理的配慮の合意形成を簡略化できる可能性が高い。一方「調整」「支援」に関しては、「教育の本質的な目的・内容・機能」「負担の合理性」が関係してくるため、合意形成・実施のための「調整」「支援」の合理的根拠が必要になる可能性が高い。

合理的配慮の合理化を図るためには、障害・社会的障壁及び配慮・調整・支援のレベルに応じて、責任部局が支援申請・受理・合意形成までの対応をアクセシビリティセンターや保健管理センターのような専門部署と連携して機械的に進められる支援制度の整備が必要である。

合理的配慮の合意

合理的配慮の内容に関する合意形成を図るためには、「障害・社会的障壁の所在」を明らかにし、「障害学生が他の学生と本来の教育内容に付随する同等の機会の提供をうけるために必要かつ合理的な配慮・調整・支援」を、「教育の目的・内容・機能の本質的な変更」に及ばず、過重な負担を伴わない内容で調整する必要がある。特に負担や優遇要素を伴う配慮・調整・支援については、障害・障壁の程度に応じて内容が検討される必要があるが、障害・障壁の程度を図る明確な指標が無い場合、過剰な配慮と脆弱な配慮が混在する状況が生じやすくなる。

「教育の本質的な目的・内容・機能」については、授業担当教員・授業開設部局等の判断が必要になる。広島大学では、多様な学生のニーズに対して柔軟に対応できるようにするため、配慮・調整・支援の内容を限定せず幅をもたせる形で段階的に合意形成を行っている。広島大学における合意形成過程は制度上、第1段階が「支援申請書の受理」、第2段階が「合格後相談」、第3段階が「配

慮願い」であることになる。「配慮願い」は更新可能であること、内容がより具体化されたものであることから「配慮願い」の段階で、配慮の合理性が問題になるケースがある。第1段階・第2段階での合意形成が不十分な場合に、このような問題が生じる。第1段階・第2段階で個別のケースの「合理的配慮の考え方」について明確に合意形成を図っておく必要がある。

合理的配慮の実施準備（手配・調整）と実施

「配慮」「調整」「支援」の実施準備には、その内容によって時間を要する内容が含まれる。一般に「配慮」の実施には1週間程度必要であり、人的支援を要する「支援」には2週間程度の準備期間が必要である。「調整」の準備には調整可能な期限があり授業開始から時間が経てば経つほど調整は難しくなる傾向がある。^{6) 7) 8)}「支援」の準備には、支援者や支援機器等の支援リソースの手配を行うコーディネーターが必要になる。支援リソースの調達を行う場合、支援リソースを学内に求める場合と学外に求める場合がある。マンパワーを要する支援においては、質的・量的な問題及び経費負担の観点からある程度学内リソースを育成しておく必要があり、学内リソースで対応できない場合に円滑に導入できる学外リソースを開拓しておく必要がある。

また近年急増する「潜在型支援ニーズ」においては、社会的障壁の除去において、医療的ケア・精神的ケアやSST (Social Skills Training) が必要であったり、就労移行支援が必要であったりする事案が多く含まれる。医療的ケア・精神的ケア・SST・就労移行支援等の支援が、高等教育の本来の業務に付随する領域であるかどうかについては議論の余地があるが、医療的ケア・精神的ケア・SST等の支援が無ければ、このことが修学上の障壁となる可能性は高い。今後の急増が予想される「潜在型支援ニーズ」に対応していくためには、医療的ケア・精神的ケア・SST・就労移行支援等の学内外における支援リソースの開拓と連携強化を図っていく必要がある。

「配慮」「調整」の実施にあたっては、実施状況のフォローや調整を行う、学生本人や関係教職員

の相談窓口が必要である。また「支援」の実施にあたっては、支援リソース供給のマネジメントを行うコーディネーターが必要となる。

障害・社会的障壁の所在が明らかで本人からの社会的障壁の除去について意思表示があった場合は、代替措置も含めて可能な合理的配慮の提供を検討する必要がある。合理的配慮のコーディネートを行うためには、「障害・社会的障壁の所在・程度」と「教育の本質的な目的・内容・機能」を照らし合わせて、必要かつ合理的な「配慮」「調整」「支援」の方法・手段を建設的に選択できるように、過重な負担を伴わない実施可能な合理的配慮の選択肢が複数提案できる支援制度を構築していくことが望ましい。

V. まとめ：高等教育における合理的配慮のコーディネートの課題

本稿では、Ⅱで高等教育における支援ニーズの全国的な動向、Ⅲで広島大学における支援制度について整理し、Ⅳで合理的配慮におけるコーディネートについて考察した。

Ⅱで整理したように、支援ニーズの全国的な動向から広島大学を含む多くの大学で障害学生支援・合理的配慮の対象として今後も「潜在的支援ニーズ」の増大が予想される。

Ⅲで整理したように、広島大学では、これまで規則に基づく全学的な支援制度を設け、建設的対話に基づく合理的な「配慮」「調整」「支援」を行ってきた。急増する「潜在型支援ニーズ」に対しても従来の支援制度の枠組みで対応してきているが、4学期制への移行や障害学生支援のボーダーレス化により、従来の建設的対話を前提とした支援制度は限界に近付きつつある。

Ⅳで言及したように、配慮の合理性担保のためには「障害・社会的障壁の所在・程度」「教育の本質的な目的・内容・機能」「可能な合理的配慮の選択肢」を客観的に確認する必要があるが、意思表明から合理的配慮実施までのスケジュールは年々厳しくなっており、ボーダーレス化は客観的確認を難しくしている。従来型支援ニーズに対しては、十分に機能を果たして来た広島大学に

における支援制度においても、合理的配慮のコーディネートプロセス・支援制度の合理化が必要であり、支援体制の合理化・再構築が喫緊の課題となっている。

本稿の議論から考えられる高等教育における合理的配慮のコーディネートの課題は、従来型支援ニーズ及び建設的対話を前提とした支援制度で対応することは困難になりつつあるという事と、合理的配慮のコーディネートプロセス・支援制度の合理化が必要であり、これらの課題を踏まえた支援体制の再構築が必要であるという事である。

配慮の合理化のためには、「合意形成」に対するバイアスの除去が必要であり、初期段階で「合理的配慮の考え方」について合意形成を図ることが重要である。

また「配慮」「調整」「支援」の具体の準備期間の短縮も必要である。「配慮」「調整」「支援」の具体の合意形成においては、過重な負担なく実施可能な合理的配慮の選択肢を多く提案できることが「合意形成」に対するバイアスの除去につながる。

広島大学では、「合理的配慮のコモディティ化(汎化)・ユニバーサル化」「支援のICT化・ユビキタス化」「他の教育機関や地域の行政機関・専門機関と連携した支援リソース・シェアリング⁹⁾」等の取組を進めている。取組の背景には、建設的対話を前提とした支援制度の限界があり、各教育機関が個別に支援体制を構築することが非合理的な支援システムとなりつつあることがある。このような取組は、過重な負担なく実施可能な合理的配慮の選択肢を多く提案できる支援体制の構築に資するものであると考えられるが、合理化を裏付ける定量的なデータの蓄積も必要であり、データの蓄積と評価も含めて今後の課題であると言える。

文 献

- 1) 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html> (2017年1月1日確認)
- 2) 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shougai/>

- suishin/jirei/index.html (2017年1月1日確認)
- 3) 独立行政法人日本学生支援機構: 大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書, 2015.
- 4) 独立行政法人日本学生支援機構: 大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書, 2012, 2013, 2014, 2015.
- 5) 山本幹雄, 岡田菜穂子, 山崎恵理, 他: 大学における障害のある学生への合理的支援とその課題: 広島大学の事例から, 総合保健科学, 31: 49-59, 2015.
- 6) 岡田菜穂子, 山本幹雄, 佐野(藤田)眞理子, 他: 広島大学における障害学生修学支援とコーディネーターの役割, 総合保健科学, 28: 71-79, 2012
- 7) 山本幹雄, 近藤邦子, 佐野(藤田)眞理子, 他: 大学における障害学生就学支援ボランティアの育成. 総合保健科学, 18: 67-72, 2002.
- 8) 岡田菜穂子, 山本幹雄, 山崎恵里, 他: 大学における「アクセシビリティ支援者」の派遣とその課題—広島大学の事例より—, 総合保健科学, 30: 83-91, 2014.
- 9) 山本幹雄, 岡田菜穂子, 坂本晶子, 他: 高等教育における合理的配慮のためのリソース・シェアリングに関する考察, 総合保健科学, 32: 31-40, 2016.